

別表1 (その1)

番号	事業名	助成金交付の対象となるもの	助成金交付の対象経費及び交付の基準		代表理事の承認を必要とする重要な変更		要綱第4に規定する申請書に添付する書類及び申請書の提出期限		要綱第9に規定する実績報告書に添付する書類	添付書類の様式
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	添付書類	提出期限		
1-1.	林業事業体就労環境改善支援事業	認定林業事業体	専門家等による派遣指導に要する経費の一部及び就労環境改善を目的とした派遣指導に要する経費並びに経営指導事業を実施した事業体に対する改善状況等の確認及びフォローアップのための専門家派遣に要する経費の一部	経営指導事業経費の補助対象外経費及び就労環境改善目的の指導に要する経費（10分の10）。但し1事業体50万円を助成限度。また、フォローアップ等のための専門家派遣に要する経費の3分の2以内。但し1事業体40万円を助成限度。			1 事業計画書	事業実施通知の都度代表理事が定める	1 事業成績書	別表2の様式による
1-2.	就労環境整備促進事業	認定林業事業体	通年雇用かつ月給制の森林整備担い手の健康保険に係る経費の一部及び安全衛生活動経費の一部	1人当たり月額2,000円以内 （通年雇用に必要な事業量を協働化協定等により確保している場合は1人当たり月額4,000円以内、但し1事業体72万円を上限）安全衛生活動経費の2分の1以内 （1事業体当たり3万円を上限）			1 事業成績書	事業実施通知の都度代表理事が定める	1 事業成績書	別表2の様式による
1-3.	就労環境整備支援事業	認定林業事業体	女性森林整備担い手の就労環境改善目的の簡易トイレや現場休憩所のリース・レンタル料の一部	リース・レンタル料の2分の1以内。但し1事業体10万円を助成限度。			1 事業成績書	事業実施通知の都度代表理事が定める	1 事業成績書	別表2の様式による
1-4.	雇用促進支援事業	認定林業事業体	新規就業者に対する住宅手当及び技術習得等の育成経費の一部	住宅手当1人当たり2万円。但し事業体負担額を上限。育成経費1人当たり月額1万円。			1 事業成績書	事業実施通知の都度代表理事が定める	1 事業成績書	別表2の様式による

別表1 (その2)

番号	事業名	助成金交付の対象となるもの	助成金交付の対象経費及び交付の基準		代表理事の承認を必要とする重要な変更		要綱第4に規定する申請書に添付する書類及び申請書の提出期限		要綱第9に規定する実績報告書に添付する書類	添付書類の様式
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	添付書類	提出期限		
2-1.	林業機械リース・レンタル支援事業	認定林業事業体	高性能林業機械等のリース・レンタル料の一部。管理料及び保証料は助成しない。	リース・レンタル料の5分の1以内。但し1事業体60万円を助成限度とする			1 事業成績書	事業実施通知の都度代表理事が定める	1 事業成績書	別表2の様式による
2-3.	林業機械作業システム新規導入等支援事業	認定林業事業体	高性能林業機械による作業システムの新規導入検討又は公社分収林企画提案型利用間伐等促進事業地を活用した試行的高性能林業機械のリース・レンタル料の一部。管理料及び保証料は助成しない。	リース・レンタル料と公社所有機械の貸付料との差額の4分の3以内 但し作業システムの新規導入については助成対象期間は2か年間（1か年当たり、1施業地分）			1 事業計画書	事業実施通知の都度代表理事が定める	1 事業成績書	別表2の様式による
3-1.	森林施業プランナー等育成研修奨励事業	認定林業事業体等	研修受講者の賃金相当額の一部	1日当たり1万円以内			1 事業計画書	事業実施通知の都度代表理事が定める	1 事業成績書	別表2の様式による
3-2.	森林施業プランナー等認定奨励事業	認定林業事業体等	森林施業プランナー一次試験合格者及び二次試験合格者及び森林経営プランナー認定者に係る奨励金。但し森林施業プランナー新規認定者及び森林施業プランナー登録者でない森林経営プランナー認定者に限る。	森林施業プランナー一次試験合格者1人当たり2万円、二次試験合格者1人当たり3万円。 森林経営プランナー認定者1人当たり2万円。			1 事業計画書	事業実施通知の都度代表理事が定める	1 事業成績書	別表2の様式による
3-3.	森林施業プランナー活動支援事業	認定林業事業体等	認定森林施業プランナーが初めて森林施業プランナー活動を行う際の活動経費の一部	森林施業プランナー1人当たり年6万円以内とする。ただし、3年以内で1人1回限りとする。			1 事業計画書	事業実施通知の都度代表理事が定める	1 事業成績書	別表2の様式による

別表1 (その3)

番号	事業名	助成金交付の対象となるもの	助成金交付の対象経費及び交付の基準		代表理事の承認を必要とする重要な変更		要綱第4に規定する申請書に添付する書類及び申請書の提出期限		要綱第9に規定する実績報告書に添付する書類	添付書類の様式
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	添付書類	提出期限		
3-4.	森林施業プランナー活動推進奨励事業	認定林業事業体等	森林施業プランナーを中心に提案型活動し1年間に20ha以上の利用間伐を行った場合の奨励金	森林施業プランナー1人当たり年6万円以内。但し1事業体2人までとし、施業に直接従事するプランナーに限る。			1事業計画書	事業実施通知の都度代表理事が定める	1事業成績書	別表2の様式による
3-5.	公社造林森林施業プランナー育成実践モデル事業	認定林業事業体等	公社造林地を対象に森林施業プランナーが間伐推進を図った場合の奨励金。スキルアップを図るための研修費用も含む	森林施業プランナー1人当たり年5万円とする。また、事業体経費として1事業体当たり年1万円。			1事業計画書	事業実施通知の都度代表理事が定める	1事業成績書	別表2の様式による
4-1.	フォレストワーカー育成研修支援事業	認定林業事業体等	研修参加経費の一部	特別教育等受講料の4分の1以内			1事業計画書	事業実施通知の都度代表理事が定める	1事業成績書	別表2の様式による
4-2.	フォレストワーカー育成研修奨励事業	認定林業事業体等	研修受講者の賃金相当額の一部	1人当たり日額1万円以内			1事業計画書	事業実施通知の都度代表理事が定める	1事業成績書	別表2の様式による
4-3.	フォレストワーカー等研修交流支援事業	認定林業事業体	フォレストワーカー等の研修・交流に係る経費の一部	研修者1人当たり日額1万円以内。また研修先謝金として日額1万円以内。但し研修実施事業体への助成は12万円を限度。			1事業計画書	事業実施通知の都度代表理事が定める	1事業成績書	別表2の様式による
4-4.	現場指導者育成支援事業	認定林業事業体	現場指導者育成研修受講者の賃金相当額の一部及び成果発表会等を事業体で開催する場合の開催に要する経費の一部	研修者1人当たり日額1万円以内。また成果発表会経費として1事業体当たり5万円。			1事業計画書	事業実施通知の都度代表理事が定める	1事業成績書	別表2の様式による
5-3.	フォレストリーダー等キャリアアップ支援事業	認定林業事業体	フォレストワーカー、フォレストリーダー、フォレストマネージャー、森林施業プランナー認定者に対し支給する能力手当の一部	能力手当支給額の2分の1以内で1能力手当当たり月額2,500円を限度。助成対象期間は5か年を上限。			1事業成績書	事業実施通知の都度代表理事が定める	1事業成績書	別表2の様式による

別表1 (その4)

番号	事業名	助成金交付の対象となるもの	助成金交付の対象経費及び交付の基準		代表理事の承認を必要とする重要な変更		要綱第4に規定する申請書に添付する書類及び申請書の提出期限		要綱第9に規定する実績報告書に添付する書類	添付書類の様式
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	添付書類	提出期限		
5-4.	緑の担い手育成技能講習等支援事業	認定林業事業体等	業務に必要な技能講習及び特別教育等の受講料の一部	特別教育等受講料の2分の1以内			1 事業成績書	事業実施通知の都度代表理事が定める	1 事業成績書	別表2の様式による
5-5.	インターンシップ等支援事業	認定林業事業体	インターンシップ及び職場見学又は就労体験者の指導に係る経費の一部	インターンシップ 1日当たり5,000円 及び研修生宿泊1泊当たり2,200円。 職場見学又は就労体験1日当たり10,000円。			1 事業成績書	事業実施通知の都度代表理事が定める	1 事業成績書	別表2の様式による